

令和5年度 介護保険施設等運営指導 実施状況

サービス種類別実施状況

サービス種類	事業所数				計画数 e	実施数 f	実施率 (計画比) f/e	実施率 (対象比) f/d
	現存 a	医療 みなしb	休止 c	対象 d=a-b-c				
居宅介護支援	111	0	7	104	18	11	61%	11%
介護予防支援	22	0	0	22			-	-
訪問介護	85	0	4	81	16	13	81%	16%
訪問看護	107	69	4	39	23	16	70%	41%
介護予防訪問看護	73	35	4	37	21	16	76%	43%
居宅療養管理指導	551	551	4	0	-	0	-	-
介護予防居宅療養管理指導	432	431	3	0	-	0	-	-
訪問入浴介護	5	0	0	5	2	1	-	20%
介護予防訪問入浴介護	4	0	0	4	2	1	-	25%
訪問リハビリテーション	37	33	3	4	1	0	-	0%
介護予防訪問リハビリテーション	28	23	2	5	1	0	-	0%
通所介護	84	0	3	81	15	12	80%	15%
通所リハビリテーション	24	12	0	12	9	4	44%	33%
介護予防通所リハビリテーション	24	12	0	12	9	4	44%	33%
短期入所療養介護	15	0	0	15	12	5	42%	33%
介護予防短期入所療養介護	15	0	0	15	12	5	42%	33%
短期入所生活介護	49	0	0	49	30	17	57%	35%
介護予防短期入所生活介護	46	0	0	46	27	16	59%	35%
特定施設入居者生活介護	18	0	0	18	12	5	42%	28%
介護予防特定施設入居者生活介護	17	0	0	17	12	5	42%	29%
福祉用具貸与	23	0	0	23	13	9	69%	39%
介護予防福祉用具貸与	23	0	0	23	13	9	69%	39%
特定福祉用具販売	24	0	0	24	13	9	69%	38%
特定介護予防福祉用具販売	24	0	0	24	13	9	69%	38%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	5	0	1	4	0	0	-	0%
夜間対応型訪問介護	1	0	1	0	-	0	-	-
地域密着型通所介護	79	0	2	77	15	10	67%	13%
認知症対応型通所介護	8	0	0	8	4	1	25%	13%
介護予防認知症対応型通所介護	7	0	0	7	4	1	25%	14%
小規模多機能型居宅介護	11	0	0	11	1	1	100%	9%
介護予防小規模多機能型居宅介護	8	0	0	8	1	1	-	13%
認知症対応型共同生活介護	49	0	0	49	17	12	71%	24%
介護予防認知症対応型共同生活介護	43	0	0	43	17	12	71%	28%
地域密着型特定施設入居者生活介護	10	0	0	10	9	0	0%	0%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	22	0	0	22	10	6	60%	27%
看護小規模多機能型居宅介護	7	0	0	7	4	1	-	14%
介護老人福祉施設	23	0	0	23	15	8	53%	35%
介護老人保健施設	13	0	0	13	11	5	45%	38%
介護療養型医療施設	2	0	0	2	1	0	0%	0%
介護医療院	1	0	0	1	1	0	-	0%
計	2130	1166	38	945	384	225	59%	24%

令和5年度 介護保険施設等運営指導 実施結果

運営指導の結果、225事業所中、74事業所に対して合計222件の文書指導を行った。
 主な指導事項については、次のとおり。

事業所区分	事業所数 (対象)	実施数	文書指導した 事業所数	文書指導数
1 (介護予防) 居宅サービス	534	156	43	137
2 居宅介護支援・介護予防支援	126	11	7	28
3 施設サービス	39	13	7	20
4 (介護予防) 地域密着型サービス	246	45	17	37
計	945	225	74	222

1-1. 訪問介護

項 目	主 な 指 導 事 項
運営に関すること (内容及び手続の説明及び同意)	・重要事項説明書を交付していなかった。
運営に関すること (居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)	・居宅サービス計画書に記載のない訪問介護が提供されていた。
運営に関すること (訪問介護計画の作成)	・訪問介護計画について、同意が確認できない利用者がいた。
運営に関すること (勤務体制の確保等)	・勤務表が作成されていなかった。

1-2. (介護予防) 訪問入浴介護

項 目	主 な 指 導 事 項
運営に関すること (勤務体制の確保等)	・勤務表が作成されていなかった。

1-3. (介護予防) 訪問看護

項 目	主 な 指 導 事 項
運営に関すること (主治の医師との関係)	・主治医の指示書と異なる内容の訪問看護が提供されていた。
運営に関すること (衛生管理等)	・使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じる必要があるが、使い捨て手袋について利用者に準備させていた。
報酬請求に関すること (特別管理加算Ⅱ)	・「真皮を越える褥瘡の状態にある者」に対して、定期的（1週間に1回以上）に褥瘡の状態の観察・アセスメント・評価を行い、褥瘡の発生部位及び実施したケアについて訪問看護記録書に記録する必要があるが、状態の観察やアセスメントが行われていなかった。

1-4. (介護予防) 通所介護

項 目	主 な 指 導 事 項
運営に関すること (内容及び手続の説明及び同意)	・管理者の勤務体制や利用者負担額について重要事項説明書に記載がなかった。
運営に関すること (通所介護計画の作成)	・通所介護計画について、説明を行っていないもの、利用者の同意を得ていないものがあった。
運営に関すること (勤務体制の確保等)	・勤務表に、勤務時間や兼務関係が記載されていなかった。
報酬請求に関すること (個別機能訓練加算)	・個別機能訓練は、機能訓練指導員である理学療法士等が直接行う必要があるが、理学療法士等から直接機能訓練の提供を受けた利用者以外も加算していた。

1-5. (介護予防) 通所リハビリテーション

項 目	主 な 指 導 事 項
運営に関する事 (秘密保持等)	・サービス担当者会議等において利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておかなければならないが、利用者家族の個人情報に関する同意が確認できなかった。

1-6. (介護予防) 短期入所生活介護

項 目	主 な 指 導 事 項
運営に関する事 (勤務体制の確保等)	・勤務表に常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、機能訓練指導員との兼務関係等が明確に記載されていなかった。
報酬請求に関する事 (個別機能訓練加算)	・特定の曜日だけ実施する場合、理学療法士等が配置される曜日を利用者等にあらかじめ周知しなければならないが、周知していなかった。 ・3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容や進捗状況等を説明し、記録を行わなければならないが、実施していなかった。

1-7. (介護予防) 短期入所療養介護

項 目	主 な 指 導 事 項
運営に関する事 (勤務体制の確保等)	・ハラスメント防止の方針を作成していなかった。

1-8. (介護予防) 特定施設入居者生活介護

項 目	主 な 指 導 事 項
運営に関する事 (勤務体制の確保等)	・勤務表に、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、機能訓練指導員との兼務関係等が明確に記載されていなかった

1-9. (介護予防) 福祉用具貸与

項 目	主 な 指 導 事 項
運営に関する事 (具体的取扱方針)	・指定福祉用具貸与の提供に当たっては、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得なければならないが、全国平均貸与価格を提供していないもの、同意を得ていないものがあつた。
運営に関する事 (福祉用具貸与計画の作成)	・福祉用具貸与計画が作成されていなかった。 ・当該機種を選定した理由の記載が確認できなかった。
運営に関する事 (勤務体制の確保等)	・勤務表が作成されていなかった。
運営に関する事 (衛生管理等)	・福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせていたが、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認していなかった。

1-10. (介護予防) 特定福祉用具販売

項 目	主 な 指 導 事 項
運営に関する事 (具体的取扱方針)	・居宅サービス計画に、指定特定福祉用具販売が必要な理由が記載されていなかった。
運営に関する事 (特定福祉用具販売計画の作成)	・特定福祉用具販売計画が作成されていなかった。
運営に関する事 (勤務体制の確保等)	・勤務表に勤務時間が記載されていなかった。

2-1. 居宅介護支援

項 目	主 な 指 導 事 項
運営に関する事 (内容及び手続の説明及び同意)	<ul style="list-style-type: none"> ・前6月間に事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうち訪問介護、(地域密着型)通所介護、福祉用具貸与がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合について、あらかじめ利用者に対して文書を交付し、説明を行っていなかった。
運営に関する事 (指定居宅介護支援の具体的取扱方針)	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護等を居宅サービス計画に位置付ける場合にあっては主治の医師等の指示があることを確認していなかった。 ・居宅サービス計画に福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を位置付ける場合に、検討の過程と必要な理由を記載していなかった。 ・居宅サービス計画書の利用者の同意及び交付について確認できなかった。 ・個別サービス計画書が確認できなかった介護サービスがあった。 ・指定居宅サービス事業所からの個別サービス計画が確認できなかった。
運営に関する事 (勤務体制の確保)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員について、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等の記載がなかった。
報酬請求に関する事 (運営基準減算)	<ul style="list-style-type: none"> ・前6月間に事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうち訪問介護、(地域密着型)通所介護、福祉用具貸与がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合について、あらかじめ利用者に対して文書を交付し、説明を行っていないにもかかわらず、運営基準減算を行っていなかった。

3-1. 介護老人福祉施設

項 目	主 な 指 導 事 項
人員に関する事 (生活相談員)	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として常勤の者であるが、必要数を満たしていなかった。
報酬請求に関する事 (日常生活継続支援加算)	<ul style="list-style-type: none"> ・本体施設とショートステイで按分されていなかった。
報酬請求に関する事 (療養食加算)	<ul style="list-style-type: none"> ・減塩食療法等について、総量6.0g未満の減塩食の食事箋があったが、献立表上では1日の食塩摂取量6.0gを超える日がほとんどであった。
報酬請求に関する事 (科学的介護推進体制加算)	<ul style="list-style-type: none"> ・L I F Eによる情報提供は行っていたが、フィードバックを確認していなかった。

3-2. 介護老人保健施設

項 目	主 な 指 導 事 項
<p>人員に関すること (医師)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の配置について、提出された勤務体制表は、併設する診療所の勤務時間も含まれていた。 ・医師の正しい勤務時間が確認できなかった。
<p>運営に関すること (内容及び手続の説明及び同意)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・重要事項等に関する入所申込者の同意が確認できなかった。
<p>運営に関すること (入退所)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・月に1度開催されていた入退所にかかる検討委員会の議事録では、誰が出席して、検討を行っているか確認できなかった。
<p>運営に関すること (具体的取扱方針)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会は、1月に1回開催されていたが、当該施設で整備した指針で示された医師の出席は確認できなかった。また、会議の内容について欠席した医師に報告している記録も確認できなかった。 ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会は、3月に1回以上行われていたが、当該施設で定めた指針に定める委員が複数欠席された状態で開催されていた。また、身体拘束の決定は、1人ではなく複数のスタッフで判断して決めると内規で決まっていたが、医師の指示のみで、複数のスタッフにより決められた経過がなかった。 ・身体的拘束等の適正化のための指針は作成されていたが、身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針、入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針、その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針の記載がなかった。
<p>運営に関すること (運営規定)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規定に記載された昼食代が変更になっていたが、長野市長に届け出ていなかった。
<p>運営に関すること (勤務体制の確保)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主が講ずべき措置として職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発しなければならないが、方針を作成していなかった。 ・医師の勤務時間について勤務表の勤務時間と、実情が異なっていた。
<p>報酬請求に関すること (人員基準欠如に該当する場合等の所定単位数の算定)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・提出された勤務表と運営指導当日に説明のあった勤務時間が異なるため、医師の勤務時間が確認できなかった。 ・配置しなければならない作業療法士について、業務委託を行っていたが、業務委託による従業員の配置はできない。また、業務委託により配置した以外の作業療法士の勤務時間では、前年度の平均入所者数を50人とした場合、常勤換算で0.5人の配置が確認できなかった。
<p>報酬請求に関すること (身体拘束未実施減算)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・身体拘束等を行う場合の記録がなされていなかった。また所定単位数から10%の減算を行っていなかった。

4-1. 地域密着型通所介護

項 目	主 な 指 導 事 項
<p>人員に関すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活相談員が1人しか配置されていない日に、調理員として従事(9:00~12:00)していたため、その時間は、生活相談員が不在となっていた。 ・単位ごとに看護職員が出勤していない日があった。 ・生活相談員が必要と認められる数を配置していなかった。 ・機能訓練指導員を配置していなかった。
<p>運営に関すること (内容及び手続の説明及び同意)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・重要事項説明書の内容が、実際の看護職員の勤務体制と異なっていた。 ・重要事項説明書について、提供するサービスの第三者評価の実施状況の有無の記載がないもの、営業日が改正されていないもの、またベースアップ加算について、同意を得ていない利用者がいた。 ・重要事項説明書で説明及び同意が取れていない利用者がいた。 ・営業時間について、重要事項説明書と運営規程の記載が異なっていた。
<p>運営に関すること (利用料等の徴収)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護サービス中に提供した食事の費用について、通所介護費の請求書ではなく有料老人ホームの請求と一緒に請求していた。 また、利用料金について、口座引き落としのため領収書を発行していなかった。
<p>運営に関すること (個別介護サービス計画等の作成)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型通所介護計画の作成にあたりアセスメントを行っていなかった。
<p>運営に関すること (勤務体制の確保等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・月ごとの勤務表に、常勤、非常勤の別、生活相談員の配置、機能訓練指導員の時間の記載がなかった。 ・看護職員が機能訓練指導員を兼ねていたが、看護職員と機能訓練指導員の勤務時間を、別に記載していなかった。 ・ハラスメント防止に関する方針を明確化し、周知・啓発していなかった。
<p>運営に関すること (秘密保持等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者家族の個人情報に関する同意が確認できなかった。 ・同意を得ている内容が「障がい者の日常生活および社会生活総合的に支援するための法律」に関する個人情報の利用についてだった。
<p>運営に関すること (地域との連携等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所開設以降、運営推進会議を開催していなかった。
<p>報酬請求に関すること (個別機能訓練加算 (I) イ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個別機能訓練項目の設定が1項目しか確認できなかった。 (・機能訓練の実施者について確認できなかった。) ・利用者に対して、機能訓練指導員が直接個別機能訓練の提供をしたのか確認することができなかった。 ・機能訓練の実施者について、記載がある日とない日があった。

4-2. (介護予防) 認知症対応型通所介護

項 目	主 な 指 導 事 項
	<p>文書指導なし</p>

4-3. (介護予防) 小規模多機能型居宅介護

項目	主な指導事項
人員に関すること	・ 通いサービスの提供に当たる者の員数が、極端に配置が少ない日が確認された。
運営に関すること (個別介護サービス計画等の作成)	・ ライフサポートプランを活用し、小規模多機能型居宅介護計画を立てていたが、必要な様式の一部が確認できなかった。また、一部の様式について令和3年に作成されていたが、それ以降のものは確認できなかった。
報酬請求に関すること (総合マネジメント体制強化加算)	・ 事業所が作成した利用者の小規模多機能型居宅介護計画書は、令和3年に作成されて以降、見直しに係るものが確認できなかった。併せて、日常的に地域住民等との交流を図り、地域の行事や活動等に積極的に参加することについて、個別記録で確認できなかった。

4-4. (介護予防) 認知症対応型共同生活介護

項目	主な指導事項
人員に関すること	・ 勤務表が共同生活住居ごとに作成されていないため、基準どおりの適正な配置がなされているか確認できなかった。 ・ 夜間及び深夜の時間帯を理解していなかった。
運営に関すること (具体的取扱方針)	・ 身体的拘束を実施している入居者(1名)について、入居者及びその家族から身体的拘束に関する同意は確認できたが、身体的拘束を実施する期間が開始月から6月間とあり、「切迫性」「非代替性」「一時性」等、緊急やむ得ない理由の記録は確認できなかった。 ・ 身体的拘束等の適正化を図るための措置が確認できなかった。
運営に関すること (勤務体制等)	・ 勤務体制が、共同生活住居ごとに作成されていないかった。 ・ 担当の介護従事者を固定する等していなかった。
報酬請求に関すること (人員基準減算)	・ 適正な職員配置について確認できなかった。
報酬請求に関すること (身体拘束廃止未実施減算)	・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催しなければならないが、その議事録が確認できなかった。また、その結果について、介護従業者等への周知について確認できなかった。 ・ 身体的拘束等の適正化のための指針が確認できなかった。 ・ 従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上開催しなければならないが、1回の開催しか確認できなかった。
報酬請求に関すること (看取り介護加算)	・ 看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得なければならないが、入居の際に同意を得ていなかった。
報酬請求に関すること (介護職員処遇改善加算)	・ 加算算定要件の1つになっているキャリアパス要件Ⅱである介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること、及び全ての介護職員に周知しなければならないが、実施していなかった。

4-5. 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

項 目	主 な 指 導 事 項
運営に関する事 (勤務体制の確保等)	・勤務表に医師の勤務が確認できなかった。また、昼間について、介護職員が不在の際の看護職員の配置が確認できなかった。
運営に関する事 (内容及び手続の説明及び同意)	・重要事項説明書に記載された加算の単位等が間違っていた。
報酬請求に関する事 (日常生活継続支援加算)	・本体施設である地域密着型介護老人福祉施設において日常生活継続支援加算を算定し、併設する短期入所生活介護においてサービス提供体制強化加算を算定する場合、本体施設と短期入所を兼務する職員(介護福祉士)については、勤務実態等に基づき按分する方法により加算要件を満たす場合に算定できるが、必要な員数を満たしているのか積算していなかった。

4-6. 看護小規模多機能型居宅介護

項 目	主 な 指 導 事 項
	文書指導なし